

# 所得税のきほん

## ～ 雑所得 ～

### 雑所得とは？

利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得および一時所得のいずれにも当たらない所得を指します。



- (例) ・ 公的年金等  
・ 非営業用貸金の利子（友人にお金を貸した際に利息を受け取った場合など）  
・ 副業による所得（原稿料やネットオークションの収入）

### 雑所得の税額の計算方法

1. ①公的年金等＋②業務に係るもの＋③それ以外のもの＝雑所得の金額

- ①公的年金等の雑所得＝収入金額－公的年金等控除額
- ②業務に係る雑所得＝総収入金額－必要経費
- ③その他の雑所得＝総収入金額－必要経費

2. 雑所得の金額を他の所得と合算して総所得金額を求めた後、納付税額を計算

### 満期保険金を年金で受領したとき

満期保険金を年金で受領したときには、公的年金等以外の雑所得として扱います。雑所得の金額はその年中に受け取った年金の額から、その金額に対応する払込保険料または掛け金の額を差し引いた金額です。

※満期保険金を一括で受領した場合は一時所得として扱います

### 公的年金等に係る確定申告不要制度

公的年金の収入金額が400万円以下かつ、他の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告をする必要はありません。

 **CHECK** 確定申告をすれば税金が戻る場合には、還付を受けるための申告をすることができます。

※令和6年12月現在の法令による

吉川和章税理士事務所



054-255-1872

〒420-0006 静岡市葵区若松町96-16



お電話または左記QRコードより  
お気軽にお問い合わせください！